

下條村と契約される皆様へ

電子契約のご案内

～電子契約で時間とコストを削減できます～

下條村では、事業者の利便性の向上と業務負担の軽減を図るとともに、村の事務の効率化、簡素化を実現するため、「電子契約サービス」を導入しています。

◇電子契約とは

従来の紙の契約書の作成・押印に代えて、インターネットで提供されるサービスを利用し契約の締結を行うものです。

インターネットに接続し、電子メールを受信できる環境であれば、パソコンやスマートフォンでご利用いただけます。

◇電子契約のメリット

- ①契約事務の作業削減(印刷、製本、郵送、押印の作業が不要)
- ②費用削減(紙代、コピー代、郵送代、封筒代、印紙税が不要)
- ③契約締結までの時間削減(郵送にかかる時間が不要)

◇対象となる契約

下條村が契約する契約全般

対象外の契約

- 書面でおこなうことが法令で規定されているもの
- 契約期間が10年を超えるもの
- 自動更新付き契約

なお、電子契約サービスを利用して契約締結できるかどうかは、各担当者にお問い合わせください。

◇利用する電子契約サービス

下條村で利用する電子契約サービスは、事業者署名型(立会人型)電子署名サービスです。弁護士ドットコム(株)が提供する「クラウドサイン」を利用しています。

お問い合わせ先:下條村 総務課 企画財政係 電話 0260-27-2346

電子契約の手続きの流れ

1. 契約締結前に、村に「電子契約利用申出書」をメールで提出します。

電子契約を希望される場合は、締結権限者・役職・氏名・契約締結に利用するメールアドレス等を記載して村の各担当者に提出してください。

※「電子契約利用申出書」は下條村ホームページからダウンロードできます。

2. 村から、電子契約サービスを利用し、契約書の確認依頼メールが届きます。

契約書案の調整後、村から電子契約サービス(クラウドサイン)を利用し、「電子契約利用申出書」に記載されたメールアドレス宛てに契約書の確認メールが届きます。

※①村担当者→②締結権限者の順に確認依頼メールが届きます。

3. メールで送付されてきた契約書の内容を確認し、承認します。

送付されてきた確認依頼メールを開き、契約書の内容を確認し、問題がなければ承認してください。

4. 契約締結後、電子契約サービスから契約締結完了のメールが届きます。

契約書の承認が終わると契約が締結され、電子契約サービス(クラウドサイン)から契約締結完了のメールが届きます。

メールに添付された電子契約のファイル(PDF形式)は、電子署名とタイムスタンプが付与された正式な契約書ですので大切に保管してください。